別表六の二（十六）　特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・・	法人名	

当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「4」の合計）	1	人	控除対象特定地域基準雇用者数 （(6)と(7)のうち少ない数）	8	人
基準雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「5」の合計）－（各連結法人の別表六の二（十六）付表一「6」の合計）　（マイナスの場合は０）	2		税額控除限度額 40万円×(8) （(3)＜0.1又は(4)＜(5)の場合は０）	9	円
基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$	3		調整前連結税額 （別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	10	
給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「39」の合計）	4	円	当期税額基準額 (10)×$\frac{10又は20}{100}$	11	
比較給与等支給額の合計額 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「47」の合計）	5		当期税額控除可能額 （(9)と(11)のうち少ない金額）	12	
特定地域基準雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「12」の合計）	6	人	調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十四）「7の⑯」）	13	
調整基準雇用者数 (2)－(16)	7		当期税額控除額 (12)－(13)	14	

地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

地方事業所基準雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「17」の合計）－（各連結法人の別表六の二（十六）付表一「18」の合計）　（マイナスの場合は０）		15	人	地方事業所税額控除限度額の計算	控除対象非特定新規雇用者超過数 （((16)－(18)－(20))と(23)のうち少ない数）	24	人
地方事業所税額控除限度額の計算	控除対象地方事業所基準雇用者数 （(2)と(15)のうち少ない数）	16			(3)≧0.1又は(1)＝0の場合 （50万円×(16)）又は（60万円×(18)＋50万円×((20)＋(22))＋40万円×(24)）	25	円
	個別特定新規雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「21」の合計）	17			同上以外の場合 （20万円×(16)）又は（30万円×(18)＋20万円×((20)＋(22))＋10万円×(24)）	26	
	控除対象特定新規雇用者数 （(16)と(17)のうち少ない数）	18			地方事業所税額控除限度額 (25)又は(26) （(4)＜(5)の場合は０）	27	
地方事業所税額控除限度額の計算	個別非特定新規雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「25」の合計）	19			当期税額基準額 (10)×$\frac{30}{100}$	28	
	控除対象非特定新規雇用者数 （((16)－(18))と(19)のうち少ない数）	20			差引当期税額基準額残額 (28)－(12)－（別表六の二（十五）「16」）	29	
	個別非新規基準雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「26」の合計）	21			当期税額控除可能額 （(27)と(29)のうち少ない金額）	30	
	控除対象非新規基準雇用者数 （((16)－(18)－(20)－(24))と(21)のうち少ない数）	22			調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十四）「7の⑰」）	31	
	個別非特定新規雇用者超過数の合計 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「27」の合計）	23			当期税額控除額 (30)－(31)	32	

地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

地方事業所特別基準雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「32」の合計）	33	人	当期税額控除可能額 （(34)と(35)のうち少ない金額）	36	円
地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(33)＋（各連結法人の別表六の二（十六）付表二「13」の合計）	34	円	調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十四）「7の⑱」）	37	
差引当期税額基準額残額 (28)－(12)－(30)－（別表六の二（十五）「16」）	35		当期税額控除額 (36)－(37)	38	
法人税額の特別控除額 (14)＋(32)＋(38)				39	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

人事業年度をいう。以下この号において同じ。）が平成29年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「別表六の二（十六）付表一「17」／各連結法人の別表六の二（十六）付表一「17」の合計」又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は$\frac{(8)}{(9)}$」を消すこと。

別表六の二十三及び別表六の二十三付表一を削る。

別表六の二十二付表の記載要領第二号中「の法金又は損金算入」を削り、「当該」を「その」に改め、同表を別表六の二十五付表とし、同表の次に次の二表を加える。